

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午前九時六分開議

○遠山委員長

これより会議を開きます。  
 内閣提出、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。  
 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官芹澤清君、内閣審議官向井治紀君、内閣審議官谷脇康彦君、内閣府大臣官房審議官中西宏典君、個人情報保護委員会事務局長其田真理君、総務省大臣官房総括審議官稲山博司君、大臣官房総括審議官富永昌彦君、行政管理局長上村進君、自治税務局長青木信之君、情報通信国際戦略局長山田真貴子君、総合通信基盤局長福岡徹君、政策統括官南俊行君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官福本浩樹君、大臣官房審議官谷内繁君、

経済産業省大臣官房審議官中山隆志君、大臣官房審議官前田泰宏君、防衛省大臣官房審議官辰己昌良君及び防衛政策局長前田哲君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠山委員長

これより質疑に入ります。  
 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。橘慶一郎君。

○橘委員

おはようございます。  
 質問の機会は大変ありがたいことであります。私は、万葉集を詠んで質問をすることにしておりますので、きょうは、大臣の御当地奈良、きょうは春雨が降っております、よって、春雨の歌を詠ませていただくというところであります。  
 万葉集巻八、一千四百四十番。  
 春雨のしくしく降るに高円の山の桜はいかに

かあるらむ  
 それでは、よろしくお願いいたします。（拍手）

このNICITさんのサイバー攻撃観測・分析・対策システム、nicterというわけでありまして、すけれども、これはなかなかすぐれものであるというふうに見えたことがございます。  
 今回、サイバーセキュリティ演習の実施ということを機構の業務に追加するわけですが、サイバー攻撃関連の通信につきましては、平成二

十六年には二百五十六億六千万件、二十七年には五百四十五億一千万件と大変増加しているわけでありまして。倍増しておるわけでありまして。

この最近のサイバー攻撃の特徴、あるいはシステムを防護する面でのあたりを留意しなければならぬかをまずお伺いいたします。

○南政府参考人

お答え申し上げます。  
 先生御指摘のnicterで観測できる攻撃の数というのは、先生御指摘のとおり、大変ふたございまして。その中に、ウェブカメラでありますとか火災報知システムといった、いわゆるIoT機器を標的とする新たなサイバー攻撃が多数観測されるようになってございます。

こうした新しい攻撃手法に対応するためには、システムの防護面におきましては、不審なプログラムの検出など内部に侵入されないための対策に加えまして、内部に侵入された後も機密情報にアクセスできない仕組みでありますとか、あるいは外部との不正通信をできるだけ早く検出してそれを撃退するというような仕組みなど、我々多層防御と申し上げておりますけれども、複数の対策を組み合わせてシステムを守ることが必要になってくるというふうにご考えております。

あわせて、迅速な初動対応を可能とするための実践力を身につけたセキュリティ人材の育成強化を図るということも重要になるというふうにご考えているところでございます。

○橘委員 いろいろなところから攻撃はやってくる、全部を防ぐということがなかなか難しく、今、多層防御というお話もいただきましたが、や

はり攻撃があるということを前提にしながら、その攻撃が発生した際にどう被害を最小化するかないことを、特に対処方法を体得しなければならぬ。このあたりを今回の機構さんの演習の眼目とされている、このように伺っているわけでありますが、今ほどの統括官の御答弁を踏まえて、どのように演習の内容を工夫されるのか、お伺いいたします。

○南政府参考人 お答えを申し上げます。

現在総務省が実施しております演習は、改正法案が施行されますと、NICTの方に移管をされまして、主体的に実施していただくこととなります。

これによりまして、NICTが蓄積しております技術的知見でありますとか大規模な設備をこれまで以上に最大限に活用することが可能になります。演習の規模ですとか対象を拡大することも可能になります。この分野は、先生御指摘のとおり、常に最新のシナリオを御用意して演習を実施しなければいけないということで、先ほど御説明申し上げましたとおり、IoTを標的としたような攻撃シナリオというものは今ございません。

そうしたものを新たに御用意するでございますとか、これからNICTが実施するようになりますと、演習に係る知見ですとかノウハウがたくさん蓄積をされるようになると思っておりますので、それを通じまして演習の質の向上も図られるというふうに期待をしております。

今後とも、NICTと連携して、常に最新のサイバー攻撃を想定した効果的な演習を実施できる

ように工夫してまいりたいというふうに考えております。

○橋委員

IoTというお言葉も今いただいたわけですが、そういった最新の状況に即応していただくような準備をしていたら、大変いいことだと思っておりますが、この機構の演習については、対象を地方公共団体の職員まで広げていただいているわけで、やはり国、地方を通じてサイバー攻撃に備えていかなければいけないんだろうと思っております。

そこで、実は、内閣委員会の方では、昨年の日本文金機構への攻撃に鑑みまして、サイバーセキュリティ基本法改正、この審議が終わっております。その中で、内閣サイバーセキュリティセンター、いわゆるNISCの監視対象を国の独立行政法人等に拡大する、年金機構も対象にする、こういうことになっているわけであります。

内閣委員会の質疑でもあったようでありまして、今、実は、マイナンバーカードに絡みまして、本委員会でも、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISの問題がよく取り上げられるわけでありまして。このJ-LISもやはりそういういったNISCの監視対象にしてはどうかということについて、総務省さんの見解をお伺いいたします。

○稲山政府参考人 お答えいたします。

御指摘ございましたサイバーセキュリティ基本法の改正によりまして、国の不正な通信監視の対象となる特殊法人、認可法人につきましては、当該法人に係るサイバーセキュリティが確保されない場合における国民生活や経済活動への影響を

勘案してサイバーセキュリティ戦略本部が指定することとされていると承知をいたしているところでございます。

地方公共団体情報システム機構、J-LISを内閣サイバーセキュリティセンター、NISCの監視対象とするか否かにつきましては、J-LIS自身の意向も踏まえまして、総務省といたしましてもNISCの検討に協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○橋委員 今、マイナンバーカードに係る業務と

いうものが追加されている中で、やはりJ-LISの存在というものも随分変わってきているんだらうと思っております。ぜひまた御検討いただきたいなと思うわけでありまして。

あわせて、マイナンバーカードの申請状況なり国民の皆さんへの交付状況につきましては、せっかくの委員会でも多くの委員からも質問等があったわけでありまして、改めて、今、自治体の方にかんがりの枚数が配達されていて、交付がなかなか追いついていないという状況、これを大体いつごろに平準化できるといいますか、スムーズに交付できるようにするか、その辺の見通しについてお伺いしておきたいと思っております。

○稲山政府参考人 お答えいたします。

御指摘のございましたように、マイナンバーカードの申請数に比較いたしましたら、住民への交付数が伸びていない、こういった要因につきましては、さまざまに考えられるところでございます。交付までに、市区町村での事前の事務処理も一定の時間を要するというところもござい

また、住民の方をお待たせしないようにということ、窓口混雑緩和のために交付通知書の送付を段階的に行っている、こういった市区町村もあるところがございます。また、申請者の御都合によつては、来庁までなかなかいただけない、いろいろなおことがあるかと思えます。

また、住民移動が集中する時期とも重なることや、それに伴いまして、交付処理等にかかわらず通信が集中いたしました。J-LLISのカード管理システムに接続しづらい、こういった状況が発生することも要因の一つと考えられるところがございます。その点につきましては、住民移動の繁忙期を過ぎましたら、通信集中の影響も緩和され、窓口における事務処理が平準化の方向に向かうのではないかと見込んでおります。

また、現在、一月からカードの交付がスタートしたばかりといえますか、そういう特別な状況の中で大量の申請がございます。住民への交付がされているわけでございます。そういった申請から交付までの期間が平準化していく時期ということにつきましても、これからの申請数でございますとか窓口の対応状況等の要因により変動するものがございますので、なかなかこれは一概には申し上げられないところでございます。

まずは、何よりも既にマイナンバーカードの交付申請をされた住民の皆様にご連絡して早く交付できますよう、また、これから申請する住民の方につきましても申請から交付までの期間が短縮されますように、総務省といたしましても、J-LLISや市区町村とも、関係者とも協力しながら鋭

意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○橋委員** なかなか一日二日ということはないにしても、梅雨どきぐらいなのか暑くなるころなのか、ぜひ頑張ってください、やはりこれを行き渡らせて、そしてマイナンバーカードはこういうふうに使えらんだという活用面ももう少し国民の皆様にも早く感じていただけるように、ぜひ関係者の御努力をお願いしたいと思います。

さて、続きまして、今回の法改正の中では、インターネット・オブ・シングス、IoTというのが法文の中に出てくるわけです。

これは、総務省が推進してまいりました社会全体のICT化というのが新たな発展段階に到達したことに対応する概念というふうに理解しております。随分、高市大臣の方も、このICTを社会全体に行き渡らせるということで、先頭に立って頑張ってきていただいたわけでありまして、今回のこの法文の中のIoTというのは、多様かつ多数のものが接続された、そういうシステムだ、このように書いてございます。

具体的にどのようなものがネットワークに接続されて展開していくのか、大臣の御見解をお伺いいたします。

**○高市国務大臣** IoTの時代におきましては、これまではインターネットに接続されることを想定していなかったさまざまなものがインターネットに接続されて、そこで収集されたデータの活用によって、新たなサービスの創出ですとか展開、それから国民生活の利便性の向上につながるという

うことが期待されています。

具体的には、自動車ですとかドローン、また、衣類、身体計測器、家電などの身の回りのもの、それから、道路、橋、街灯などの都市施設、あと、農地また家庭に設置されるセンサー、こういったものの接続を想定しています。

ですから、例えば、肌着にセンサーを組み込んで、心拍数や消費カロリーなどの情報をクラウド上に蓄積をしまして体調管理をサポートするサービスですとか、田畑にセンサーを設置して、水位や水温、それから、温度、湿度、日照量、生育情報、こういったものを計測して、水田管理の省力化ですとか農作業の品質管理、効率化に役立てるサービスなどが可能になります。

これらはもう既に一部提供され始めております。**○橋委員** さまざまなものとインターネットのネットワークがつながっていくことによつて新たな価値が創造されるということでありまして、今まで総務省さんは、さまざまな分野掛けるICTというところで、このICTを利用したいろいろな新しい革新、イノベーションというのを進めてこられたと思います。そのときに、やはり今大臣お話をしたとおり、何を接続するか、その接続するものがしっかり接続されていることが非常に大事でないかと私は思っているわけでありまして、それで、幾つかお伺いしてまいりたいと思えます。

まず、医療掛けるICT、ここではやはり電子カルテというものがネットワークに接続していかなければ、医療情報連携基盤というのが全国展開

できない、あるいは医療・介護連携がなかなかできないものと思っております。

病院における電子カルテの普及状況と、政府の目標、取り組みをお伺いいたします。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

電子カルテの導入率にしましては、四百床以上の一般病院、いわゆる大病院でございますけれども、平成二十六年時点で七七・五％。これを平成三十二年までに九〇％に引き上げていくという目標が掲げられているところでございます。

他方、ここに含まれない、いわゆる小規模の小クリニックの電子カルテの普及率につきましては、まだ三五％にとどまっているのが現状でございます。御指摘のような医療情報連携基盤の全国展開を進めていく上に当たりましては、大きな病院のみならず、こういったクリニックあるいは薬局の参加を促していく仕組みがどうしても必要になるというふうに考えております。

このため、総務省では、全ての診療所、薬局に既に導入されておりますいわゆるレセコンと言われていているものをうまく活用して、これらの薬局や診療所からクラウド上に医療情報を集約することによりまして、できるだけ安いコストで医療情報の連携を可能とするツールと言われるものの開発も行ったところでございまして、その成果はガイドという形で公表もさせていただいてるところでございます。

また、昨年厚労省さんと一緒に、共同で開催いたしました懇談会におきまして、モバイル端末と言われるものを活用した、もっと低廉でセキュア

な新しい医療情報の連携のネットワークができないかといったような取り組みでございましてか、患者自身がデータを時系列的に管理して自分の望むさまざまなサービスに活用できるような、いわゆるPHRと言われているものの基盤構築に向けた提言もいただいたところでございまして、こういった提言を踏まえまして、電子カルテの普及促進でありますとか医療情報の効果的な連携促進に向けて貢献してまいりたいというふうに考えてございます。

○橋委員 やはりローコストであるとか標準化をするというか、それからまたクラウド等の最新技術を使う、いろいろな方法でぜひネットワークというものを実現していただきたいと思うわけであります。

続いて、教育分野、教育掛けるICTであります。

ここでは、電子黒板あるいはタブレットといったものが、教育現場にどんどん導入が進んでおりまして、さまざまな教材も開発されているわけであります。しかし、これまた、そういう電子黒板やタブレットが教室に行き渡らなければ、教育掛けるICTは実現していかないわけであります。これについても、普及状況とお取り組みをお伺いいたします。

○南政府参考人 お答え申し上げます。教育の情報化は、近年少しずつ進みつつはございますけれども、電子黒板につきましては約九万台ということで、一校当たりになりますと約二・六台、タブレットにつきましては十五万六千台とい

うことで、一校当たりになるとまだ四・五台の整備にとどまっているのが現状でございます。

整備の障壁になっているというのは何かということにつきまして、全国の教育委員会に聞き取り調査を行いました結果、やはり予算をとるのが難しい、あるいは効果的な活用方法がわからないといったような声が寄せられているところでございます。

このため、総務省では、文科省さんとも連携をしながら、どんな端末であっても、多種多様なデジタル教材を全国どこからでも利用できるようなオープンな教育、学習のためのクラウドプラットフォームというものを構築できないかということの実証を進めさせていただいております。現在、世界六カ国で七十を超える学校の生徒さん約一万人の方々に現に御利用いただいているところでございまして、できるだけ多くの過疎地あるいは海外の日本人学校といった多様な活用事例を蓄積、発信しているところでございます。

また、今年度より、プログラミング教育の全国展開に向けた取り組みにも一部着手する予定でございまして、引き続き、文科省と連携しながら、教育情報化の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○橋委員 このICTのリテラシーということもありませんし、また今ほど統括官からもお話のあった、過疎地における遠隔地教育といったようなことでも大変有効な手段だと思いますので、ぜひ引き続き積極的に取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、行政分野掛けるICTであります。ここは電子申請の問題とかさまざまあるんですが、職員の方々に一番身近なところでいうと、やはり電子決裁というのが一番身近かなと思っております。この普及に随分このところ各省庁挙げて取り組んでいらっしゃるということを伺っているわけですが、その普及率の伸び、またこれからどうしていくか、お伺いいたします。

○上村政府参考人 お答えいたします。

各省におきます電子決裁につきましては、情報のデジタル化、ペーパーレス化等によりまして行政の生産性向上を図るために、電子決裁推進のためのアクションプランというものを策定いたしまして、政府全体で推進しております。

各省で積極的に取り組みを進めていただきました結果、平成二十六年度下半期でございますが、電子決裁率は政府全体で七二・六％となっております。これは平成二十五年度の五五・三％と比べまして着実に向上しております、このアクションプランに定めます目標は平成二十七年度末までに政府全体で六〇％でございますが、これを達成したところでございます。

これにつきまして政府の取り組みといたしましては、これまでも各省におきまして決裁ルートを簡素化するなど決裁ルールの見直しを行ったほか、総務省行政管理局におきましても職員研修を充実するなど、支援を行ってまいりました。

また、閣僚懇談会、政務官会議とかにおきましても、大臣や政務官等から、各省に対しまして電子決裁の推進につきまして積極的な対応をお願い

しているところでございます。

今後でございますが、さらに大臣等政務の決裁処理の電子化を推進するために、持ち運び可能なタブレット端末を利用いたしまして決裁を可能とするようなアプリケーション、こうしたものを開発するなど、さらなる電子決裁の推進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○橋委員 この分野については政務三役の皆さんの御協力がどうしても必要でありますので、総務省から皆さんにまた呼びかけていただきたいと思っております。

さて、幾つか事例を聞かせていただきました。そして、インターネット・オブ・シングス、そのためのテストベッドの整備、そしてまたデータセンターの整備、こういったことに今回機構としていろいろな応援をしていくわけでありますが、このデータセンターであります、やはり省エネルギーの観点から、そしてまた首都圏からの機能分散、いろいろなことを考えますと、気候が冷涼な地域へやはりデータセンターは分散することが期待されると思います。特に、例えば北海道のように、こういった場所が省エネルギーの面でもいいのではないかと私は思うわけですが、見解をお伺いいたします。

○福岡政府参考人 お答え申し上げます。

データセンターにおきましては、大量のサーバーを冷却するための空調設備が必要であるということで、大量の電力が必要となっているところがございます。

一つのデータといたしましては、運用経費の四割から五割を電力使用料が占めるといったデータもあるところでございます。

御指摘のとおり、気候が冷涼な地域におきましては、外気や雪を活用した冷房によりましてデータセンターの省電力化を図る取り組みが行われておりまして、実際に、御指摘のように北海道あるいは青森県などにおいては、そのようなデータセンターが運用されているということを知るところでございます。

このような地域のメリット、特性、あるいはニーズに応じたデータセンターが整備されていくことは大変望ましいものと考えておりまして、本法案による支援あるいは税制支援を通じてデータセンターの地域分散化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○橋委員 ぜひ、地方創生の観点からもよろしくお願ひしたいと思うわけであります。

こういふことで、税制とこの機構さんの支援措置での応援ということなんですが、これは法案を見ますと、この制度は平成三十三年度末までの期限ということになっております。これでいいのかという気もするんですが、この辺の思いはどういうことでしょうか。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

IoTを活用した新しいサービスの創出、展開というのは基本的には民主導で行われるべきものであるというふうな考えておりますが、IoTが特に未来の成長の鍵を握ります大変有望な分野であるということから、国としましては一定の期間

に限っては集中的に支援を行うことが必要なのではないかというふうに考えたところでございます。

具体的な期限に関しましては、実はドイツですとか韓国といった先行的に取り組んでいる諸外国におきましては、IoTに関しましてはいずれも二〇二〇年と言われるものに向けた集中的な取り組みを進めているというところをございまして、我が国も、二〇二〇年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される年であるということも踏まえまして、法律の施行から二〇二〇年を含みまず五年間という切りのいいところの支援を可能とするために、平成三十三年度までの時限ということにさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

**○橋委員** 時限をある程度切って、積極的に、精力的に行うということというふうに理解しております。

総務省さん、本当に、大臣を先頭に社会全体のICT化ということで、やはりネットワークにどういうものをつないでいくか、いろいろなことが考えられるわけでありまして、こういったことについては、今までも取り組んでおられること、あるいは取り組んでおられなくてもいろいろいるところで起こっていること、そういったものをぜひ広く取り上げていただいて、情報通信白書とかいろいろな場面で、またぜひそういったことをより深めたり、あるいは提言をしていただきたいと思います。っております。

例えば、交通ICカード、これはJR西日本のものですが、こういったものも大変今全国

的に普及をし、かつ、JR各社全て相互乗り入れできるということで、物すごい、ある意味では、私的に言えばインターネット・オブ・シングスだと思えます。こういったものについても、直接余り情報通信白書の中に出てこない感じもあります。が、ぜひ目を向けていただいて、いろいろなシナグスの方をこれから総務省さんとして積極的に取り組みいただきたいなというところは要望として申し上げておきたいと思えます。

それで、最後にあと二問、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止に伴うことについて御質問をさせていただきます。大臣の方に順番にお伺いしてまいります。

今回の法の廃止によりまして、光ファイバー等を民間で張りめぐらせていくということについては、大体、法の趣旨としては終わったと。しかし、あともうちょっと残っているところもあるということ、そこは今の考え方でいえば、公的な支援も含めて充実させていくことなのかな、このように思っています。

我が国における光ファイバー等の固定系超高速ブロードバンドの利用環境であります。平成二十七年三月末時点では九九・〇%まで、これは世帯数ですけれども、進捗しているわけでありまして。しかし、まだ一%の世帯が残っている。これは山間部とか離島とか、非常に、やはりなかなか整備効率の上がらない分野でありますけれども、しかし、そういったところでも、インターネット、ブロードバンドへの欲求というのは非常に強いものがあるんだろうと思っております。

こういったところにどのように取り組んでいくのか、大臣にお伺いいたします。

**○高市国務大臣** 固定系超高速ブロードバンドの未整備地域の多くが、民間事業者による整備が見込まれない過疎地、離島などの条件不利地域でございます。

総務省では、地方公共団体が条件不利地域において固定系超高速ブロードバンドを整備される場合に、事業費の一部を補助することでその整備を促進しているんですが、この取り組みを加速化させようと思っております。平成二十八年度から、財政基盤が脆弱な市町村につきまして、補助率のかさ上げを行って、支援措置の拡充を図ってまいります。

**○橋委員** ありがとうございます。

また、伊豆七島等、今一生懸命整備を進めていらっしゃるということは何っております。

さて、しかし、今支援をいただいているのは、イニシャルといいますが、最初にケーブルを張るときは支援は行っていただいているわけですが、そのケーブルを運用していただくためのコストであったり、あるいは、やがては更新投資というような問題も出てくるわけでありまして。

もちろん交付税措置とかいろいろな方法もあると思いますけれども、なかなか自治体にそこを任せていくということが大変かなという感じもないわけではございません。

ユニバーサルサービスという言葉は、例えば郵便事業においても、あるいは放送の地デジ化においても、いろいろな場面で出てまいります。もち

ろん、電気も水道もある意味でユニバーサルサービスに近いものかと思っております。

その中で、実は、通信の分野におけるユニバーサルサービスというのは、固定電話、昔でいう黒電話を全国どのお宅にもちゃんと配備していくというところで進めてまいりましたし、今もそういったことで、皆さんの電話料金の中から一定の、二円というふうに伺いましたけれども、回線当たり二円ずつ拠出いただいて、そういった整備、ユニバーサルサービスを実現しているわけでありまして、

しかし、これだけ通信の形態が変わってまいりまして、IP電話というようなことにもなってくるし、携帯電話も物すごく普及してくるし、LTEということもあるし、そうすると、これはやや将来に向けてのお話になりますが、そういったユニバーサルサービス、通信分野のユニバーサルサービスの対象というのは固定電話で本当にいいのか。あるいは携帯、電波でユニバーサルサービスをするのか。あるいは光ファイバーでそれだけの通信ができるブロードバンドでユニバーサルサービスをするのか。これはなかなかやはり大事な論点ではないかということを私は個人的には思っているわけでありまして。

将来にわたるお話であります、そういう提案に対しての大臣の御見解をお伺いいたします。

○高市国務大臣 先ほど御心配になっていた維持管理についても、交付税措置などしっかり対応してまいります。

それから、ユニバーサルサービスの制度でございますけれども、都市部を中心にやはり競争が進

展している中で、NTT東西による固定電話のユニバーサルサービスという法的義務を維持するために、今、赤字を補填する仕組みでございますけれども、やはり民間事業者の競争によって多様な通信手段が普及して、広く国民の皆様にご利用いただいておりますので、NTT東西の固定電話の契約者数ですが、毎年一〇%程度減少という状況です。

このために、情報通信審議会でご議論いただいて、一昨年に答申をいただいたんですが、やはり固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うということが適当だという御指摘をいただきました。

ですから、先ほどお話をしましたような未整備地域の解消をしっかりと推進すること、このユニバーサルサービス制度そのものについても、携帯電話ですとかブロードバンドの未整備地域の解消ですとかサービスの提供状況などを見きわめて、適切なタイミングで検討を行ってまいります。

○橋委員 どうもありがとうございます。将来に向けてのいい御答弁もいただいたと思っております。

こういうIoTとかそれから放送と通信の融合とか、総務省さんの特に通信分野というのはどんな変化を来していくと思っております。ぜひ、こういった分野について引き続き前向きにお取り組みいただきますように。そしてまた、そういったものが、旧でいいますと総務庁系あるいは自治

省系のいろいろな分野にも、マイナンバーカードとか電子政府とかいろいろな形でまた及んでまいります。ぜひ、総務省は一つということで、そういった分野についても、またテレコム知識をよく生かしていただいて、総務省としてさらに大臣を先頭に頑張っていたらどうか、応援のメッセージを送らせていただくと、私、ちよつと早いですけれども、終わらせていただきます。

ありがとうございます。